

## 境界確認事務処理要領

### 1 境界同意を求める範囲

#### (1) 隣接者

#### (2) 対側地所有者

道路・河川とも状況に応じて要否を判断。考え方は以下のとおり。

ア 法第14条第1項の地図となっており、座標の取得・再現が可能なものは片側で可。

地籍調査又は土地区画整理事業により確定している場合は不要。土地改良事業の場合は必要（ただし、平面直角座標系の記載があり現地と齟齬がない場合は片側で可）。

イ 河川法が適用される区間は不要。

ウ 境界協定締結済みの区間は不要。

### 2 境界確認申請等の添付書類

#### (1) 申請時

案内図、位置図、公図写し（協定区間、隣接地及び対側地が記載されているもの）

隣接する土地所有者一覧表

実測図（境界立会前の協議用。土地家屋調査士、測量士の作成によるもの。）

その他参考となる図面等（申請地付近の土地に係る既存地積測量図等）

#### (2) 協定締結時

ア 同意書、位置図、公図写し、協定図

協定図は土地家屋調査士、測量士の作成によるもの。

イ 土地の名義人が複数であり、全員から同意の記名・押印を得ることが困難な場合は、下記の書類が追加が必要となる。（協定書へ綴込不要、1部）

(ア) 隣接地又は対側地が死亡しており相続手続きが行われていない場合

相続人代表の誓約書

(イ) 隣接地又は対側地が共有地であり、共有者多数等の場合

名義人代表者の誓約書、名義人全員の名前がわかる書類

ウ 協定締結後に設置した杭等がある場合はその写真を添付（協定書へ綴込不要、1部）

### 3 境界協定（確定）図の作成方法

(1) 用紙の規格 A4以上（一般的にA3）

(2) 縮尺 協定区間及び隣接地等が用紙1枚に入る最大の縮尺（1/250～1/500程度）

(3) 記載方法

- ・ 境界協定（確定）区間を赤書き
- ・ 道路又は河川名を該当箇所に記載

- ・ 各測点（境界標及び計算点、以下同じ）に記号番号を記載
- ・ 各測点間の距離を記載
- ・ 協定区間内の各測点から対側地側の測点まで点線で結び、点間距離を記載
- ・ 協定区間内の測点1箇所につき、対側地2箇所以上の測点と点線で結ぶ
- ・ 協定区間の端点付近から対側地側に向かって垂線を引き点間距離を記載  
（道路・河川の幅を確認するために設ける。少なくとも2箇所記載のこと。）
- ・ トラバース点を記載
- ・ 各測点及びトラバース点の座標一覧及び座標系を掲載
- ・ 境界標等の凡例を掲載
- ・ 協定区間に隣接する民有地（申請地）及びその隣接地（対側同意を取った場合は対側地も含む）について、公図又は登記簿における字名、地番、所有者、筆界線を記載。
- ・ 図中に協定済区間が存在する場合は、その範囲と協定年月日を記載
- ・ 必要に応じて、構造物（道路・河川の構造物、ブロック塀等）を参考記載